

## 【大分県の先行事例】

### ■朝地小中学校 → 朝地フレンズクラブ

- 部活動は、週5日
- バレー ・再任用教員がクラブ加盟（兼職・兼業）時給 1,600 円  
・火・木曜日指導（休日指導することもある）
- 野球 ・部活動顧問がクラブ加盟（兼職・兼業）時給 1,600 円
- 卓球 ・火・土曜日、クラブが指導
- 剣道 ・平日3日は、近隣の武道場で18時から小学生も一緒にクラブが指導  
・18時までは、教員が学校で学習指導
- 休日の活動で学校施設を使う場合、教職員がいなくてもできるシステムあり。

### ■野津原中学校 → 七瀬の里Nクラブ（移行期間は2年間）

- 活動は、週3日
- バレー ・指導者（学校の先生）3人（兼職・兼業）時給 1,600 円
- バスケ ・ ” 2人（兼職・兼業）時給 1,600 円
- 硬式テニス
- バトミントン
- 平日は、クラブの指導者が学校に行くこともあり。
- 休日に、学校の先生が指導者としてクラブ活動に出ることもあり。

### ■竹田市の文化部活動

- 文化部は吹奏楽部のみ。竹田中と竹田南部中のみ
- 他の4校の部活動未加入者で楽器演奏希望者を募集→久住中2年と緑ヶ丘中1年の2人が希望
- 竹田南部中にて合同練習・・・第1回7月2日、第2回7月28日、SBの運行
- 指導者は、竹田市文化連盟会長（田部朋二先生 教員OB）。竹田南部中学校の部活動指導員（時給 1,600 円／週6時間程度、月24時間程度、原則単独で指導、予算：国1／3 県1／3 市1／3）

※兼職・兼業・・・教育公務員特例法第17条では、本務の遂行に支障がないと任命権者が認める場合には、教育に関する職や教育に関する事業・事務に限って、兼職・兼業を原則的に認める法制となっている。

※部活動指導員・・・地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員（市の会計年度任用職員）